

第7次月形町行政改革大綱

(令和8年度～令和12年度)



令和8年3月

北海道樺戸郡月形町

1 行政改革の目的

月形町第5次総合振興計画（以下「第5次総計」という。）では、これからの10年間を展望し、「みんなでつくる未来ともに歩むまちづくり」を将来像として、様々な取組を進めていくこととしています。

第5次総計で掲げる将来像を実現するためには、事業の進め方や職員の働き方、組織のあり方を見直していくとともに、人材と財源を効果的、効率的に活用しながら、行政サービスを向上させる必要があります。

社会情勢や経済情勢などの時代の変化に対応しながら、効果的で効率的な行財政運営を確立させるための指針として、「月形町行政改革大綱」（以下「行革大綱」という。）を定めています。

2 行政改革の必要性和これまでの経緯

（1）町を取り巻く環境と現状、行政改革の必要性

本町においては、令和7年3月に「第5次月形町総合振興計画」を策定し、持続可能なまちづくりの取組を進めています。また、人口減少に歯止めをかけ、実効性のある地方創生の取組を推進するため、「月形町第3期創生総合戦略」を一体的に策定しました。

しかし、少子高齢化や人口減少、高度情報化社会への進展が予想を上回るスピードで進んでおり、社会構造は日々変化を続けています。行政においても人材や財源の不足などが今後の公共サービスの縮小を招きかねず、持続可能な行財政運営に向けた対策が喫緊の課題となっています。

限りある資源を有効活用し、最小の資源で最大の効果を挙げる取組を確実に進めていくため、昨今の社会経済の情勢を踏まえた町のあるべき姿や体制づくりを新たな視点で振り返り、従前の事務事業等を見直し、発展させることで、住民ニーズに適応するよりよいまちづくりと時代の変化に対応できる行財政運営の実行に向けた行政改革が必要になります。

（2）これまでの行政改革の取組

月形町の行政改革は、平成8年度に第1次行政改革大綱を定めて以降、令和3年度からの第6次行政改革大綱まで、社会情勢の変化とともに、検討や見直しを行いながら定めた推進事項に基づき、具体的な取組事項を設定し、取り組んできました。また、その行革大綱の策定及び進捗状況の把握については、月形町行政改革推進委員会を設置し、町民の意見や考えを反映しながら進めてきました。

■ 第1次行政改革大綱（平成8年8月策定）

【推進期間】平成8年度～平成12年度（5年間）

【推進項目】

- ① 事務事業の見直し
- ② 組織・機構の見直し
- ③ 定員管理及び給与の適正化
- ④ 効果的な行政運営と職員の能力開発
- ⑤ 情報化の推進等による行政サービスの効率化
- ⑥ 公共施設の設置及び管理運営の充実

■ 第2次行政改革大綱（平成13年2月策定）

【推進期間】平成13年度～平成17年度（5年間）

【推進項目】

- ① 事務事業の見直し
- ② 組織・機構の見直し
- ③ 定員管理及び給与の適正化
- ④ 情報化の推進等による行政サービスの効率化
- ⑤ 公共施設の有効的な活用と使用料の見直し
- ⑥ 効果的な行政運営と職員の能力開発
- ⑦ 経費の節減による財政の健全化

■ 第3次行政改革大綱（平成18年2月策定）

【推進期間】平成18年度～平成22年度（5年間）

【推進項目】

- ① 財政の健全化、経費の節減合理化
- ② 効果的・効率的な施設の管理・運営
- ③ 公共事業の見直し
- ④ 事務事業の見直し
- ⑤ 行政サービスの向上
- ⑥ 組織・機構の活性化と人材育成
- ⑦ 定数管理及び給与の適正化
- ⑧ 外郭団体及び特別会計等
- ⑨ 公正で透明な行政の推進
- ⑩ 広域行政の推進

■ 第4次行政改革大綱（平成23年5月策定）

【推進期間】平成23年度～平成27年度（5年間）

【推進項目】

- ① 行政組織の見直し
- ② 職員定数の適正化

■ 第5次行政改革大綱（平成28年3月策定）**【推進期間】** 平成28年度～令和2年度（5年間）**【推進項目】**

- ① 行政組織見直しの継続
- ② 職員数・職員配置の適正化
- ③ 事務改善の推進

■ 第6次行政改革大綱（令和3年3月策定）**【推進期間】** 令和3年度～令和7年度（5年間）**【推進項目】**

- ① 行政組織見直しの継続
- ② 職員数・職員配置の適正化
- ③ 事務改善の推進

3 行政改革の基本的な考え方

（1）基本方針

平成8年に第1次月形町行政改革大綱を策定して以来、6次にわたり行政改革大綱を策定し、様々な行政改革に取り組んできました。

この間、地方自治体を取り巻く環境は多種・多様に変化し、近年は、急速に進展する少子・高齢化に伴う人口減少社会や、社会保障・税番号制度を始めとする新たな制度への対応など、これまで以上に様々な行政課題に効率的かつ柔軟に対処するための体制づくりが必要になってきています。

行政改革の取り組みは、職員一人ひとりが問題意識を持って取り組んで行くことが重要であり、また、町民の理解と協力も不可欠です。

第7次月形町行政改革大綱では、これまでの大綱での取り組みを継承しつつ、見直すべきものは不断の改革を行なっていくとともに、第5次総合振興計画で示すまちの将来像「みんなでつくる未来 ともに歩むまちづくり」の実現に向けて、これまで取り組んできた行政組織見直しの継続、職員数・職員配置の適正化及び事務改善の推進に加え、職員がいきいきと働ける職場環境の整備や行政運営を支える人材の育成、事務事業の積極的な削減を柱にした持続的な財政運営に取り組んでいきます。

(2) 行政改革大綱の推進期間

第7次行政改革大綱に基づく行革の実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、大綱に取り込まれなかったもの、あるいは今後生じる課題については、その都度検討し実施していきます。

(3) 行政改革の推進体制

行政改革の推進にあたっては、「月形町行政改革推進委員会」の意見を尊重し、町議会との連携を図りながら「月形町行政改革推進本部」を中心に全庁的に取り組み、町民をはじめ、関係機関等に理解と協力が得られるように努めます。

① 月形町行政改革推進本部（本部長：副町長）

行政改革を推進していくための中心組織として、大綱に基づく行政改革の進捗状況の検証と改革目標の達成に向けての進行管理を行います。

② 月形町行政改革推進委員会（非常勤特別職による行政組織）

行政改革の進捗状況や、新たな課題に対する意見の提出等、町民の立場から行政改革の実施状況を検証します。

③ 行政改革実施状況の公表

行政改革の進捗状況や実施成果については、広報紙や町ホームページ等を活用し、多くの町民に対して公表し、意見や提案の把握に努めるとともに、行政改革はもちろんのこと、まちづくり全体に反映させていきます。

4 行政改革の推進事項

第7次行政改革大綱では、次に掲げる8つの事項を基本目標として行政改革に取り組みます。

(1) 基本目標1 組織体制の最適化と柔軟な運営

行政需要や人口減少などの社会変化に対応するため、課・係の再編や課を横断した分掌事務の整理などを行い、重複や非効率を解消することで、より柔軟かつ効果的に機能する組織体制を整え、限られた人員でも持続的に行政サービスを提供できる基盤を形成します。

推進事項1	課・係の再編
推進事項2	分掌事務の見直し

(2) 基本目標2 職員配置の適正化と組織力の強化

業務量や専門性に応じた職員配置を徹底し、過不足のない人員体制を確立します。

また、定員管理の工夫や業務分担の見直しにより、職員一人ひとりの能力を

最大限に発揮できる環境を整え、行政サービスの質を高めるとともに、職員の負担軽減とモチベーション向上を両立します。

推進事項 1 職員配置等の適正化

(3) 基本目標 3 業務プロセスの改善と効率的な行政運営

伝票事務や決裁手続の簡素化、ICTの活用などにより、事務の効率化を徹底します。

また、職員の創意工夫を活かした改善活動を庁内に広げ、ルーチン業務に費やす時間を削減することで、より住民に向き合う施策や新たな課題への対応にリソースを振り向けます。

推進事項 1 事務改善の推進

(4) 基本目標 4 職員が働き続けられる職場環境の整備

働き方改革を推進し、業務負担の平準化や柔軟な勤務形態の導入を進めます。

また、窓口業務の効率化により住民サービスと職員の生産性を同時に高めるとともに、カスタマーハラスメント対策を徹底し、安心して働ける環境を整備します。

さらに、住宅確保や人材確保の取り組みを進めることで、定住と安定的な人材活用を実現し、持続可能な組織形成を実現します。

推進事項 1 働き方改革の推進

推進事項 2 窓口業務の効率化

推進事項 3 カスタマーハラスメント対策

推進事項 4 住宅確保と人材確保

(5) 基本目標 5 人材育成と公平な評価制度の確立

計画的な研修やOJTを通じて職員の資質と専門性を高め、組織全体の能力向上を図ります。

また、人事評価制度の適正化により、成果や努力が公正に反映される仕組みを整え、職員の意欲と責任感を高め、さらに、昇格制度の改善を進めることで、能力と実績に基づいた透明性のあるキャリア形成を可能にし、長期的に活躍できる人材の確保と組織の持続的発展を実現します。

推進事項 1 人材育成の推進

推進事項 2	人事評価制度の適正化
推進事項 3	職員の意向に即したキャリア形成

(6) 基本目標 6 DXの推進と業務効率化の推進

DX推進体制を構築し、専門性をもった人材の活用や庁内横断的な取り組みを強化します。

また、業務プロセスの見直しを行い、紙や対面に依存した事務をデジタル化・簡素化することで効率性を高め、オンライン申請や相談など非来庁型サービスを拡充し、住民の利便性向上と職員の業務負担軽減を両立させ、持続可能な行政運営を実現します。

推進事項 1	DX推進体制の構築
推進事項 2	業務プロセスの見直し
推進事項 3	非来庁型サービスの拡充

(7) 基本目標 7 持続可能な財政運営と広域連携

安定的な財源の確保に取り組み、将来にわたり必要な行政サービスを提供できる基盤を築きます。

また、事務事業の精査を進め、真に必要な施策への重点化を図るとともに、公共施設整備の在り方を再検討し、効率的で持続可能な施設運営を目指しつつ、広域的な視点も導入し、近隣自治体との連携を強化することで、地域全体の発展と効率的な行政運営を実現します。

推進事項 1	財源の確保
推進事項 2	事務事業の精査
推進事項 3	公共施設整備の再検討
推進事項 4	広域的視点の導入

(8) 基本目標 8 柔軟な働き方と地域貢献

農作業や除雪業務など、地域の人手不足を補う副業を一定のルールの下で認め、職員の新たな働き方を支援しつつ、地域経済の維持や農業生産の安定化に貢献できるよう規制を緩和します。

推進事項 1	兼業に関する規制の緩和
--------	-------------

